

令和5年度 兵庫県青少年愛護審議会 議事概要案

開催日時：令和6年1月30日(火) 午前10時00分～

開催場所：兵庫県庁第3号館7階 大会議室

出席委員：13名

新井委員、梶木委員、風早委員、木田委員、小本委員、坂本委員
佐々木委員、服部委員、船越委員、古川委員、松原委員、山崎委員
山田委員

○事務局 開会挨拶

○各委員自己紹介

(事務局)

次第の4(1)会長の選出及び会長代理の指名、部会に属する委員及び部会長の指名に移ります。

審議会規則第6条第2項により、会長は委員の互選で選任することとなっております。どなたかご推薦がございましたらお願いします。

(委員)

前回に引き続きまして、新井委員にお願いできれば、私も他の委員も安心できると思いますので、新井委員にお願いしたいと思います。

(事務局)

ただいま坂本委員から、新井委員に会長をお願いしてはどうかというご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

<異議なし。拍手>

(事務局)

異議がないということですので、新井委員に会長をお願いしたいと思います。新井委員、会長席へお願いいたします。

それでは新井会長、以降の進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

引き続き会長となりますが、兵庫県の子どもが少しでも幸せになるように、この会議で子どもたちの生きるということが充実できるように、応援をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今、子どもたちは非常に厳しい状況にあります。学校に限定すると、不登校生徒が小中学校で約 30 万人、過去最多となっています。高校は減少傾向を示していましたが、令和 3、4 年と急増して、出現率は過去最高という状況となっています。

また、いじめに関しても、認知件数が 69 万件に上り、重大事態や 923 件と長期欠席も過去最多で、調査開始時から倍増という状況にあります。

加えて、暴力行為については、中学校は落ち着いてきていますが、小学校の特に低学年の暴力行為が非常に増えており、背景として、バーチャルな世界の影響や、家庭の教育力の変容の影響が考えられます。

そして、何より自殺が、小・中・高合わせて、去年は 514 人、今年度も 50 人と極めて深刻な状況にあると言わざるを得ません。

本当に今、日本の社会が子どもにとって幸せな社会なのかどうか。それを何とかしていくのは我々大人の責任だと思っておりますので、この会議で少しでも、先ほどの数字が減っていくように、青少年の健全育成という観点から力を尽くしたいと思っています。

委員の皆様には円滑な運営について、ご協力をお願いしたい。あわせて、幹事の皆様には、議事に関してそれぞれの専門的な立場からの助言あるいは情報提供して、委員をご支援いただきたい。

それでは、引き続き、会長代理の指名をさせていただきます。審議会規則第 6 条第 4 項で、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するというふうに定めています。

会長代理については、梶木委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし。拍手>

(梶木委員)

お引き受けさせていただきます。よろしく申し上げます。

(会長)

続いて、部会に属する委員及び部会長の指名については、審議会規則第8条第4項及び第6項の規定により、会長が指名することになっています。この件に関しては、あらかじめ案を作成しているので、事務局から配付をお願いします。

配付した資料のとおり、部会長については、政策部会長に梶木委員、愛護部会長に松原委員、それぞれ指名させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今後、このような構成で審議会を運営していきたいと思います。

では、まず青少年愛護条例の一部改正について、事務局から報告をお願いします。

○ 議事（2） 「青少年愛護条例の一部改正」について、事務局から報告

(会長)

ありがとうございました。

ただいま条例第2条、第18条の改正についての報告がありました。この報告について、ご質問、ご意見等があれば、よろしくお願いします。

特には、ないようですので、報告を承ったということで進めたいと思います。

それでは次の議題に移りたいと思います。議事の3番になります。青少年愛護条例施行規則の一部改正についての協議について、事務局から説明をお願いします。

○ 議事（3） 「青少年愛護条例施行規則の一部改正」について、事務局から諮問

(会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの規則の一部改正案については、諮問事項となりますので、最終的には議決が必要になるわけですが、そのことを踏まえて、質問あるいはご意見があればよろしくお願いします。

特にはよろしいでしょうか。それでは特に異議がないようですので、事務局の提示する方向で、青少年愛護条例施行規則の改正については、一任するという方向で、皆様よろしいでしょうか。

それでは原案に沿って、規則改正を進めていただければと思います。

次に、議事の4有害興行の指定についてに移りたいと思いますので、事務局から報告をお願いします。

○ 議事（４）「有害興行の指定」について、事務局から報告

（会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、またご質問、ご意見があればお願いします。

特にはよろしいでしょうか。そうしましたら、こういう状況ということで、報告を承りました。そうしましたら次の議題に移りたいと思います。

次に議事の５番目、青少年の健全育成主要施策について、事務局から報告をお願いします。

○ 議事（５）「青少年の健全育成の推進」について、事務局から報告

（会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、質問あるいはご意見があれば、よろしくをお願いします。

では、私から、意見と質問をさせていただきます。非常に幅広く施策を進めているなどいうことを改めて思います。兵庫県の施設の特徴は、体験活動を重視していることと、神出学園、山の学校といった他の都道府県にはない施設があることです。

そういう中で、直接体験を通じて子どもたちの健全育成を図っていくような施策が展開されている。ネットが利用もますます広がっていくなかで、そういった施策がより一層必要になってくるのではないかと強く思っています。

昨年、内閣府のネット利用の調査では、同年齢で半分以上がネットを活用するようになるのが２歳という結果が出ています。２歳児の62.6%が何らかのネットを活用しているということでした。自分でつなぐということではなくて、親がつないで見せて、子守とまでは言いませんけれども、そういうふうには活用している。

と考えると、就学前、２歳児３歳児の子どもへの啓発を直接行うのは難しいけれども、親に対して、何か啓発的な事業ができないのか、あるいは既にやっているのかどうか、教えていただければと思います。

(事務局)

ネット利用については、ご指摘のとおり、非常に低年齢化が進んでいます。

そうした中で、先ほどご紹介させていただきましたが、親に考えてもらうような資料でありますとか、スマホの適切な使い方ガイドラインそういったものを学校だけで配布させていただくだけでなく、幼稚園や、保健師の研修の場所でPRして、その保健師さんを通じて、若いお父さんお母さん方にも周知していくよう工夫しています。

(会長)

はい。ありがとうございます。

ぜひその辺を進めていただければなと思います。他にいかがでしょうか。

(委員)

先ほどの小さな子どものネット利用のことで少しお話をさせていただきます。

私は、絵本の読み聞かせをもう40年近くやっていますが、1つは、ネット利用をしないというような啓発とともに、親子での読書を推進しています。

そうしたネットの代替ではないですけど、やってはいけないということを推進するのもすごく大事ですが、こういう良いことがあるんだよっていうことを示していく。そうしたことが大事なのではないかなと思います。小・中学生で私の施設へ来ている不登校の子どもやひきこもりの子どもは、ほとんどがネット依存になっている。その中で、課金の問題やネットでのいじめ、自殺したいという相談もあります。

兵庫県は体験活動を大事にしており、本当にとっても大事だと思います。携帯も持ってもいいよ、だけど、もっと違う面白い世界、楽しい世界がこっちにあるんだよということを、どれだけ啓発していくか、そういった両方の啓発が必要ではないかと感じています。

特に、2歳から子どもさんが60%ですから、もう私も、ちょっとショックです。

実は親の教育にも関わっていたりもしたんですが、片方で、いい世界、お母さんたちが子育てをどうしていいかわからないという、どんな子育ても昔は伝承されていましたが、今は親が孤立化していますから、そんな中でどういうふう子どもと関わっていいかわからないというお母さんが増える中で、どうしてもネットで絵本も見せられますから、そういうのをつい見せてしまう。そういう親の教育をぜひやっていただけたらなと思います。

もう1つは、体験のところで県立神出学園と山の学校に、中学校で不登校になってしまった子どもの進路として、今年度、行って参りました。私は淡路島ですが、淡路

島から行こうと思うと、そのハードルがものすごく高い。月曜日から木曜日までということで、金曜日に一旦家に帰らなければいけない。金曜日に一旦帰ってまた月曜日に出てこなければならない。しかも交通機関のアクセスの悪いところですよ。あれだけいい施設を持っていても、やはり使える人は本当にわずかだなというふうに感じておりますので、できたらそういったことを充実して、せっかくあるこうした支援施設を、大事にしていけたらなと思います。

それに関連しているところで、今、中学生が通信教育で高校へ進学する傾向が高く、通信教育でも次の進路は決まったということになります。ただ、通信教育に行ったからといって、その子たちが必ずしもずっと継続できるかはわかりません。途中でまたひきこもりになるということもあります。その通信教育の中にも、今いろんな学校が通信教育のパンフレット案内を出していて、最初はとても手厚く説明してくれるのですが、実際使い出すと、やっぱり学校に行けない子どもさんたちへの対応というのはとても冷たいところがあるらしいです。それは、親の会でそういう話が出ました。そういったことも、愛護審議会ですら少し見ていく、目を見張っていく必要があるのかなということを感じています。

(会長)

はい。ありがとうございます。

規制するだけではなくて良いものを提示する、読み聞かせの大切さ。バーチャルな世界と直接体験。プラスを示すことによって、マイナスが減っていくという提案だと思います。

それから、山の学校、神出学園、どう活用を広げていくのかという課題。

そして、通信制、非常に今は在籍する生徒が非常に増えているわけですが、子どもにとってきちんとした学びの場になっているかどうかというような点検というのも必要なのではないかというご意見かと思います。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

(委員)

電話相談「ほっとらいん相談」のところで、開設日時とか時間も制限があるのは仕方がないと思うのですが、LINEを使っていただけないかなと。

やはり電話はかなりハードルが高くなりますから、人との関係ってというのが難しい方達なので、文字で情報共有できるサービスをやっぱり取り入れていただきたいなと思います。

そうすれば当事者だけではなく、ひきこもりとなるまでの予備軍の人までも相談ができるのではないかと思います。

私たちは、体験活動を重要視していますが、そういう体験活動だけでなく、部活動や習い事も十分体験だと思います。様々な体験活動もやはりお金がかかります。お金がかかるのは仕方がないが、家庭は大きく二分化されることとなります。意識が高くである程度収入が高い家庭は、体験を十分得ることができて人間性とか社会性というのが得られることができるが、生活困窮家庭といわれる人たちのところは体験が乏しくて、やはり、体験不足、特にリアルな体験を得られないことができないということになる。

最近、体験格差という言葉がすごく全国的にもよく言われていますが、体験活動をこうして活性化していただくのは、とても大事だと思いますが、逆に言うとその格差を生み出すことにもなるので、例えばバウチャーであるとか、基金であるとかを活用して、生活困窮家庭の方々にも体験というのがもっと身近に得られるような仕組みというのがどこかでできないかなというふうには感じています。

(会長)

はい。ありがとうございます。ほっとらいんの問題も、コストの関係ですかね。

(委員)

その相談を受ける側の人の確保というのも必要だと思います。

(会長)

今、電話相談は、大人は来るけれども青少年がほとんど来ない。LINEを使ったSNS相談は兵庫県としてもやっているわけですがけれども、常時開設するには人もいるし、お金もかかる。その辺り、コストパフォーマンスをどう考えるのか。また、体験も非常に大事だが、そこにも経済格差が出てくる。

先日、脳科学の話聞ききました。旅行すると、脳の発達が促されるというようなことが言われていて、旅行する、旅行できる家庭、そういう経済力あるいは家庭文化力、こういうところも格差が出てくるんだなと今お話を伺って思いました。

(委員)

事務局に質問ですが、先ほどの両委員からご意見のありました課題を抱える青少年の支援の総予算に占めるこの神出学園、山の学校の運営の費用の割合を教えてくださいませんか。予算配分ですね。

(事務局)

割合はすぐには計算できませんが、神出学園は人件費等全て含めまして、今年度になりますけれども約 8,000 万円となります。山の学校は、約 3,500 万円となります。

(委員)

この県立神出学園と県立山の学校の運営費がこの課題を抱える青少年への支援のおそらく 9 割を占めているのではないかと思います。人件費や設備の維持といったお金がかかる施策だということは、当然わかると思いますが、設立されたのが両学園とも平成 6 年、平成 5 年ということで 30 年前ということで、特に山の学校については定員 20 名のところ 6 名しか利用していません。二次募集をかけていることは、広報誌等でも、県民の知るところになっています。

30 年前といいますと、非行少年等ですね、そういった校内暴力とかそういったことが問題となり、その対策として、全寮制のこのような施設がつけられたという背景があるかと思いますが、今の時代のこういった I C T の社会に対応した不登校対策としては、時代にマッチしていないのではないかと。これまで兵庫県が日本に先駆けて実施してきた、こういったすばらしい取り組みを、今の時代に合ったものにうまく移行させていくということが非常に重要かと思っています。先ほどの L I N E 相談も、とても大事だと私は思いますが、そういったところに予算を割くためには、古い時代のモデルになっているものを新しい時代のものにやはり変えていくというようなことが重要だと思っています。

今のひきこもりや不登校の対策は、住み慣れた地域を離れて子どもたちだけで、指導員のもとで生活するスタイルではなく、親御さんとともに住み慣れた地域や自分の家や学校と緩く繋がりながら、自分らしい地域との接点のあり方を模索していくというプロセスになりますので、そういったことができるような新しい施策に、これまでの兵庫県が培ってきたこうした先進的な取り組みの知見や実績をうまく移行していくというようなところが必要になるかと思っています。

(会長)

コストをどう考えるか。それから、アップデートして、より青少年のためになるものにどんなふうに変えていくにはどうしたらよいのかということを検討する時期に来ているのだろうなと思いました。そちらもいろいろな意見を集めながら、方向性を考えていかなければと思っております。

また、少し分散して地域に根差してやるというような方法も考えられるのではないかとご指摘があったかと思えます。

(委員)

山の学校で1つ質問したいのですが、男子しか行けないのでしょうか。

(事務局)

現状では、男子生徒のみとなっています。例えば、日帰りの体験プログラムとか、そういったものについては、女子も参加できますが、現状では、もともと山の学校ができた当初、林業に関わり、最後は就職させるという考えで、その時代の背景もあったのではないかと思います。全寮の対象となっているのは男子となっています。

(委員)

先ほどの条例の改正の件もありますので、もう今の時代であれば男子だけではなく、県がやる事業なので、やはり体験で女子を受け入れるのであれば、条件を整えばですが、これからアップデートする中で、女子の受け入れも検討されたらいかがかと思えます。

それから、今年度当初に国でこども家庭庁ができましたが、そこがいろんな子どもが参画するというのを非常に熱心に言っており、いろんなところに子どもの意見を取り入れていきなさいということを言っています。県のこういう様々な事業の中で、子どもの意見を取り入れて、最近の状況に合わせてアップデートしていくことが大切かなと思えますが、そのあたりどう考えておられるのか。

もう1点は、兵庫県は非常に県域が広いと思えますけれども、体験活動、先ほどお話しにもあった、体験格差というのが、今、顕著になってきているので、より多くの子どもたちに、多くの体験を日常的にさせていくということを、もっと考えなければ

ならないと思いますが、例えば、施設から出向いていってもらい、子どもの住んでいる地域に、そこで子どもを待っている、足がなければ行けないので、先ほどの、交通費のこともあったと思うが、もっと県民に近づいていくというか、子どもはなかなか自分では交通でアクセスできないので、施設が出向いていくという、子どもが減ってきているので、そういった展開をしていただければと思います。例えば、冒険広場は割と広い地域にあると思うが、プレイカーといった遊びの出前をしていくといった、いろいろな体験をしていただけるといいかなと思います。

(会長)

1つは、山の学校ですけれども、全寮制で男子だけという点について、やはり考えなければならないという意見も、私も関係しているのですが、意見としては運営協議会で出ていました。

例えば全寮制で、男女が同じ寮っていうのは難しいけれども、地域の人にホームステイして通うとか、林業に従事する女子というのも今は非常に増えていますので、希望もあるようですから、男女共同参画ということで、ここは検討する必要があるかなと思います。

それから今もご意見が出ましたが、子どもがもっと参画したらよいのではないかな。また、施設が待っているのではなくて出ていくという展開が必要だという意見だと思いますけれども、その辺りについて何か県から伝えておきたいことがあればお願いします。

(事務局)

まず本日配布させていただいている主要施策ですが、男女青少年課に限定した事業です。こども家庭庁ができて、子どもに関連する施策は、行政の様々な部門にまたがっていることから、ここに書いてある事業が子育てや子ども全般のすべてを網羅できているわけではないことを、ご承知いただければと思います。

施設から出向いて行くということでは、先ほどご紹介しましたこどもの館では、出前バスというような形で、各地域へ出向いていくということもしておりますし、それぞれの地域で子育て広場といった場所で、専門的な知識を持った相談所コーディネーターを派遣する事業もやっております。そういった出向いていくという形のようなものもさらに留意しながら今後も進めていきたいというふうに思っております。

山の学校の女子の受け入れについては、山の学校のあり方を考えていくことも必要ですし、実際女子の受け入れとなると、現時点は男子受け入れ用の施設になっていきますので、そういったコスト面の問題も留意しなければいけませんので、この場ですぐに回答は難しいですが、今後、十分に留意させていただきながら取り組むようにさせていただきますたいと思います。

(幹事)

委員がご指摘いただいたように、今年の 4 月 1 日に子ども基本法が策定されました、その中で、子どもの意見を聞きながら政策を進めてフィードバックしていくといったことが法的な義務となったことを受けまして、現在の県はもちろんですけれども、県内の各市町、あるいは子ども家庭庁自らが子どもから意見を聴取しながら、次の政策に活かしていくというような検討を、国の方は今年度からですね、本県におきましても来年度から行っていくことを考えているところでございます。特に来年度、子どもに関する計画を私ども子ども政策課の立ち位置から作っていく流れになりますので、子どもの意見をいかに聴取して反映させていくかということ課題認識を持ちながら、工夫していきたい。そして、それを施策に活かすということを検討していきたいというふうに思っておりますので、県民生活部と協力、連携しながら、取り組んでいきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。生徒指導に関して言うと、生徒指導提要という基本書を文科省が出していますが、一昨年の 12 月に改定しました。その中で、させる生徒指導から支える生徒指導という、主語を児童生徒にして、教職員がさせるのではなくて、児童生徒が成長発達していくのを支える、という視点に移行していこうということが示されました。

兵庫県の伊丹市ですけれども、市のいじめ防止基本方針の改定に子どもを参画させている。小学校 4 年生から高校 3 年生まで、実際に基本方針の中身を見て、子どもの意見を取り入れながら、改定をしていくというような取り組みも始まっておりますので、ぜひ県全体としても、子どもの意見を聞くということを、積極的に進めていただければと、今の意見を伺いながら思った次第です。

(委員)

こどもの冒険広場は、最初に兵庫県が始め、発達障がいという言葉もなかった25年くらい前県にその現場を見ていただいて、平均台だけですが提供しますねといった形で始まり、活動は、今も発達障がいの母の会で続いています。子どもの応援の部分も、今、コンビニでレジ袋が有料化になりましたが、なぜだと思うと子どもに投げかけると、今の子どもは結構、色々な意見を言ってくれます。

袋を作るのにお金が要る、亀が飲み込む、プラスチックを食べているとか、本当にいろんな話で盛り上がります。プラスチックやペットボトル等、道に捨ててあるのを清掃しようかと子どもたちに言うと、この頃、はいと手を挙げて多くの子ども達が清掃活動に参加してくれます。私は、児童館を運営していて、450人くらい預かっていますが、ペットボトルを拾いながら持って帰ってきたりと、その輪が広がって、全面的に事業を支援するのではなくても、そのご褒美に企業からお茶やジュースをいただいたりとか、折り紙をいただいたりとかそういう支援をいただいています。

それと山の学校や神出学園ですが、先日、神出学園へ行って不登校の親の会のお話を聞かせていただいて、私の町は小学校が3校あり、1,200人を超える小学校や中学校も1,400人くらい生徒がいます。講師で、お父さんに来ていただいて不登校の子どもと乗り越えた今というお話をしていただけるということになり、学校が不登校の家庭に発信をしてくださり、学校とも連携できたのですが、会には2組の家族しか来られなかったです。やはり行きたいけれども、地域の中で顔を見られることや、子が不登校だということを知られることを心配して、実際には地域の方は、会には一切入りませんでした。やはり不登校の問題ってすごく大変だなと、子育てをすることとはこんなに重いことなのだなと感じました。もっと何かアプローチの仕方があるなと思いました。例えば、神出学園や山の学校のパンフレットを渡させていただくとか、兵庫県では、「トライやる・ウィーク」も生まれて、中学校の時に、親の姿を見る働く姿を見ることは子どもたちにとってはすごくいいことだと思いますし、「トライやる・ウィーク」に来た子どもたちにいつも感想文をいただきますが、本当に涙が出るくらい親としては、嬉しいなと思いますし、こういうふうに感じてくれる兵庫県の子が育っていることに感謝し、それを生み出した兵庫県にすごい感謝をしているので、やはり変えていっていただくところはどんどん変えていって、いい部分がたくさんありますので、やはり勇気を持って切り取るところは切り取って、付け加えるところは付け加える必要があると思います。

この審議会の中で、何か新しい形が生まれてくる、決して今までのものが悪いのではなく、リメイクも大事ですし、今まであるものを大切に守っていくこともすごく大事なことだなど。1歳、2歳の子どもを対象に英語の教室をしていたら、申し込みの倍率が3、4倍で、すごいです。低年齢を対象に始めたのは、アメリカに生まれたら、英語を聞きながら大きくなるので、英語を自然にしゃべるって言われ、ウクライナから避難してきている方で、教師をしていた方に英語教室をしていただいています。週1回、小学生も30分授業で、幼児のゼロ歳児からも30分授業をやっているのですが、すごいお父さんやお母さんに人気です。ただ1点、親にも啓発が必要と感じます。子どもが前で先生と英語の勉強をしている時に、後ろでスマホの画面を見る、自分の子どもがうるさかったら前に出てきて、自分の子どもにスマホを手渡して動画なんかを見せて静かにさせたりしたりします。廊下でお願いしますと言います。やはり、親にも理解いただくことがすごく大事だと実感しています。親世代の私達が子どもとのコミュニケーションがとれていなかったのではと反省します。

(会長)

ありがとうございます。親への働きかけは課題かなと思います。

(委員)

いい子どもは、たくさん育っているんで、そのやり方は間違っていないと思います。一番最初に、会長からあったお話の中で、自殺が増えているという話や、暴力行為が低年齢化しているというお話があって、非常に私も危機感を持ちながら、どういうふうに対応していくのかということがすごく大きな話だと思います。

この愛護審議会として、そこが真ん中ではないと思いますが、施策の隅々におそらく配慮がされているのだと思います。この課題をどういうふうにとらえられているかということをお聞かせいただけたらと思います。

(事務局)

今ご指摘のあった自殺問題に対する取組については、担当業務でいいますと、男女青少年課は自殺そのものを担当しているわけではないですけども、ただ、青少年と

いわれる世代の若者たちは、様々な心の課題を持っていますので、それぞれ悩みの中で当然自殺とか死にたくなるとか、人生についての悩みとかですね、悩みを抱える世代です。学校の中に関しては、教育委員会が指導していきませんが、男女青少年課としては、先ほど、電話だけではどうかという話もありましたが、「ほっとらいん相談」や、青少年が男女に関わらず気軽に電話で悩みを聞いてもらうような場を設けておりますし、私も男女青少年課では男女共同参画も所管しております、女性も、やはり経済や家庭等のいろいろな悩みを抱えています。そういった方に対するウェブの相談や窓口も設けており、今どういった悩みを持っているのかの把握に努めて、いろいろな施策に反映させていきたいと思っています。十分に留意しながら、様々な関係部局とも連携しながら努めて参りたいと思います。

(委員)

答えにくいということはよくわかっている上で聞かせていただいて、ありがとうございます。やはり、ひきこもりの課題もそうですし、いろんな課題が最終そこに辿りつかないようにしていかなければならないということで、横、縦割りを越えていくということは非常に必要だと思っています。

これは全体の話なので、自殺対策はやはり相当難しく、個人情報というところも含めて、教育委員会の方もおられますけども、やはりこの課題に対して、何が原因かということを整理し、一元化されていない、正しい整理ができないということは、正しい対応ができないということになってくると思うので、ハードルの低いところで、スマホで、LINEでという、それぞれが取り残されないように、政策を打っていくことが非常に必要だと思っています。

もう1点、最初の会長のお話にあった暴力行為の低年齢化についてはいかがでしょうか。

(事務局)

学校での暴力行為、学校で起こると学校での話になってしまいますが、男女青少年課は青少年本部の事業もそうですが、様々な子どもたちがいきいきと社会的に成長していくために、色々な野外体験、自然体験など、そういうことをしていますので、子どもたちが視野を広げられるような、そういった取り組みはできていると思います。

(事務局)

なかなか難しい課題ではありますけれども、まずその原因ですね、原因究明にあたっては県民生活部だけでは、そのデータが十分ではないので、福祉部等の関係部局とまずその原因を追及するための施策を推進していきたい。一定の原因を究明した上で、有効的な対策というのを検討していくべきだなと思います。逆に質問で申し訳ないですが、会長、いわゆる暴力の低年齢化というのは何か、現時点でわかっているような原因はあるのでしょうか。

(会長)

これがというのはわからないが、いくつか背景は考えられます。

小学校の暴力行為の件数は、高校を10年前に超し、5年前に中学校を超えて非常に急増してきている。

1つは、データのとり方に問題があると思う。いじめ防止対策推進法ができたあたりから急激に増えている。これまで小学校低学年のゴチャゴチャしたなかでの衝突のようなものを暴力というふうにはとらえずに、発達が未成熟で混乱している状態としていた。しかし法ができて、行為の対象となった者が苦痛を感じたらいじめであると認知し、いじめと暴力行為がダブルカウントされるようになった。そのため、それまで暴力と見ていなかったものを暴力と見始めたというのが1つあります。

2つ目は、衝動性のコントロールが苦手な子が増えている可能性があります。背景には1つは、家庭の中で葛藤をあまり経験してない、兄弟も少ない、そういう中で折り合いをうまくつけられない子が増えている可能性が考えられます。もう一つは、発達障害のある子が通常学級に8.8%いるという調査結果が出ています。その中に、衝動性のコントロールがうまくできない子がいる。加害者数と発生件数を見ると、かなり加害者数が落ちるわけです。つまり、同じ子が繰り返している傾向がある。ということは、その対応がもうひとつうまくいってないということも言える。どうしても小学校学級担任制ですから、担任の先生が一人で関わっている場面がほとんどです。そこにどうやって組織的な対応を入れていくのかということが課題なのかなと思う。

さらに、先ほど申しましたように、バーチャルの世界の影響が大きい。学習しないとなかなか暴力というのは身につかない。親の暴力性を見て子どもが身につける。でもそれだけでなく、ゲームやアニメ、今本当にゲームはものすごく精巧になっていますので、そういう中で暴力性を身につけてしまう。アメリカの調査ですけれども、目の当たりの暴力を見るよりも、バーチャルの世界で暴力性を身につけた方が、暴力度

が高いという結果が示されている。おそらく被害者に対する感情移入が少ないからかと思うが、そういう調査結果も1つの例ですけれども、あります。

今言ったようなことが関連しているとすると、就学前のところで、親に対してどう啓発するか、バーチャルな世界を親が子どもに見せておいて、子どもが何を見ているかわからない。そこで親子関係を築くために、読み聞かせとか直接体験とか、そういうことを入れていかないと、なかなか厳しい状況が来ているなというふうには思っています。エビデンスがはっきりしておらず、私見が入っていますが、そんなことを感じています。

(委員)

私は毎日、先ほど言ったように小学生の子どもたち450人預かっていますが、このところ、毎日そういうトラブルがおこります。先生がおっしゃる通りだと思いますが、そのゲームの場面を想像するような。1人の手を持ってコマのように振り出す、そして相手がそれに向かって走ってきて、ぶつかって腕を骨折する。急にツメで目の下を指ではじく、けがをするのはわかっているが、やってしまう。一言「おい」と声をかけられたただけなのに、突然殴るとか、普通に話せばわかることでケンカになります。言われたように、同じ子が繰り返します。普通だったら、人間同士でぶつかるという場面も、毎日毎日同じ様な事で同じ子におこり続けることは、先生方の心も疲れていきます。ゲームの中の何か1場面を見ているような気がします。やっぱり起きています。けがを、必死に止めようとする、先生方も疲弊してきて、しんどくてもうやめていくというようなことが順番に起こる。やったらだめという道徳的な部分とや遊び方がわかっていない。こうしたら相手がけがをするというところまで想像ができない。

もう1年生になったんだから、わかるだろうと思うがわかっていない。こちらが間違っているというか、違うんだっていうところに考え方を変えなければ、お預かりができないというふうに思っています。

(委員)

ここでの議論とは直接には関係ないですが、先ほど自殺が増えているということだったので情報提供をさせていただければと思います。

私は、死因究明制度や、子どもの死亡検証制度、CDRと呼ばれるものの日本への導入に携わっていますが、これは先ほどから出ている成育基本法に関係条文があり、こども家庭庁もそれを導入しようとしていて、私はそこの研究チームにいます。その

関係で、いくつかの県のCDRのモデル事業にコミットしています。そこでは、未成年の死亡事例を県ごとに全部検証しますが、ここ数年すごく自殺が多い。ただ、なぜそのCDRかという、その自殺だけではなく、子どもの事故やいろんな死亡事例を一元化して調べますので、先程来、縦割りとか言っておられましたけれど、一元化して調べてデータを集めるというのが主眼です。ただ、あまり兵庫県ではCDRをどうするかといった話は聞かないので、兵庫県もCDR導入に向けて動いていただけるとありがたいなと思います。

(事務局)

ご意見を聞いていましたら、いわゆる縦割りでは全く対応できないというのがよくわかりますし、当委員会の幹事も県民生活部から福祉、教育委員会等、裁判所の方も入っていただいて組織しておりますので、これは部局横断で、対応していく課題と認識しています。また、先ほどのCDRも研究させていただきたいと思います。

(委員)

議会の委員会だと、なかなか逆質問というのはないですけども、やはりこの見識を持っている方々の意見をきちんと理解するには、そういう機会があって、そもそも深く知れた部分と、より多岐に渡る経験のアイデアというが出てきたので非常にいいことではないかなというふうに感じました。

私の子どもは、今5歳の男の子で幼稚園に通っているが、実は2歳からスマホを触っています。私は子どもが生まれるまでは、子どものスマホは絶対反対派という、そんなことをしたら、よい体験ができなくなるし、という気持ちでいましたが、生まれてみると、よくある話で、妻は1人で、夜も私もなかなか家に帰れないと、バタバタしていると、やはり1人である間に、少し何か用事をするときに子どもにスマホを見せておけば、子どもが自分で時間を過ごしてくれるということ。今5歳になってみると、非常に成長の度合いが、スマホによる影響だと思うが、早いというか広いというか、3、4歳ぐらいの時は、暴力的というか、奇声を発したりとか、画面の中のことを自分の世界でやろうとしている事が起こっていて、これはいけないなと思い、そこから、子どもに対して、それは相手に対してどうなのとかいうことを、親として、妻も私もやることによって、随分とそのコントロールができてきているなということを実感しています。そう思うと、やはり親が子どもに対して、ネットはこの現実とは違う世界であることを理解してもらうための活動ということが当然必要で、学校自体も、

そこに対する指導というのはなかなか難しい時代に入って来てるというふうに感じている。ただ、やはりスマホ自体はすべて悪いということではないので、他にいいところを体験したりして欲しいなという先ほどの話の中で、1つちょっと提案というか、県の事業の中で、スマホを使って、より子どもたちと楽しむということもあってもいいと思います。もうスマホはなしという事業、ここに入るときはもうもうスマホなしということで、もう強制的にそこの中に入れば子どもと触れ合う時間がつくれるような、そういう前提の中で事業をすると、そこで触れてみるとやはり楽しみがあるというか、けじめがあるという、そういうこともあると思うのでそういった事業はどうかというふうに思っています。

あと、兵庫沖縄の友愛事業も、私も沖縄へ行かせていただいて、非常に重要な事業だと思っていますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

CDRは、非常に興味深く、すごく大切な話だと思いますので、県の健康福祉の常任委員会でもぜひ勉強させていただいたので、教えていただけたらと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。いろいろな意見が出て参りましたけども、他にいかがでしょうか。

(委員)

全国に今コンビニエンスストアは約5万7,000店あります。

今日ここにお集まりで、この青少年愛護条例ということについて、いろいろ審議しておりますけれど、この条例について、兵庫県民はどれぐらい周知、あるいは認知されているのかというと、私がやっているセーフティステーション活動の中で、年1回アンケートをとっています。兵庫県では約2,000店舗のコンビニエンスストアのオーナー、店長に向けたアンケートです。

その結果ですけれども、2019年度の条例の認知、全国で約3万5,000店舗で62%。兵庫県では1,289店、63%のお店の店長、あるいはオーナーが、この条例、もちろんすべてではないと思いますが、条例があるということ、帰宅促しや、先ほどからいろいろと審議いただいている有害図書類の件、こういったところについては認知されているということがアンケート結果として出ております。

やっぱり一番大事なのは、ここでいろんな審議をしてこうしようということを考えて、それをどういう形でリリースして浸透させていくのか、県民の皆さんに周知

をしていただけるのか。今回、私は初めて参加していますが、私が今まで持っていた社会通念、一般常識と思うところから大分、古いなということを改めて感じさせられました。今の社会通念というのは違うのだなと。先ほどあった有害図書類の中でもですね、男、女ということもなくなって、同性間の性行為これは削除だと。不同意性交とか法令が変わったからそうなったのですが、例えばこの中で、全裸、半裸もしくはこれに近いような状態で、胸部、胸を誇示した姿態いう文言がありますが、これはやっぱり男性も胸を誇示したものは駄目なのかというふうにとらえる方もいるのではないかというふうに思います。ですので、まずはきちんと条例はこうなのだ、やはりこういった部分についてはこういう判断をしていかないといけないですね。目的は、青少年の保護育成、そここのところのためにこうやりましょうねという部分をきちんと合わせて周知徹底していくべきだと思います。コンビニエンスストアでは、そういった部分をやっていきますので、県の皆様もご協力いただければと思います。

(会長)

法や条例は、なかなか馴染まないところが、一般的にはないわけではない。しかし、法に守られて我々生きているし、子どもを守るための法律を少なくとも我々知っておかなければならない。そういう点で、どうやって親世代、あるいは一般的な市民に対して、県民に対してどう浸透を図っていくのかということも課題である。そういったご指摘かと思います。

(委員)

あらましのところにも書かれている指定薬品の部分で、昨今、風邪薬、頭痛薬とか、オーバードーズと言われているようなことで、簡単に手に入る薬品で子どもたち青少年が過剰に摂取して、自殺願望があるというところで、死に至らなくても重篤な状況に陥っているようなことも起きていないわけではないと思います。例えば、そういうのは割といろんなお店で夜間も売っていたり、ドラッグストアが結構 24 時間開いていたりするところがあります。そういうのを大量に買う中高生とか小学生かもしれないのですが、何か規制はどんなふうになっているのかなと思います。お伺いします。色々な有害なことをシャットダウンするというのもありますけど、例えばその自殺行為とかに結びつくような情報を流しているサイトなんかに対してはどんな規制がかかっているのか。インターネットで調べればいっぱい出てくる、調べたことはあんま

りないですけれども、出てくると思うのでその辺りはどうなっているのか教えていただきたい。

(事務局)

オーバードーズの件ですけれども、2014年以降、危険ドラッグの規制が強化されて、市販薬を過剰摂取するケースが相次いで広がっているというふうに認識しております。厚労省では現在、乱用の恐れがある薬につきましては、中高生に販売する場合、氏名や年齢を確認するように、店側に求めています。ただ徹底されていないような実態もあり、現在、厚労省において、若者を中心にこのオーバードーズ問題の対策を強化するというので、専門家部会を設置しております。2025年までに医薬品医療機器法を改正したい考えというふうに聞いています。

本県につきましても大麻グミの問題等もあり、初めて12月に知事監視店、ということで、尼崎と姫路市の2店舗を指定しましたが、こういった指定薬物の問題というものもございますので、薬物の問題を大学生や社会人の問題とするのではなく、青少年の段階からの啓発が非常に重要だと考えています。県では、薬務課、教育委員会、県警とも連携して対応していきたいというふうに考えております。

もう1点フィルタリングですけれども、フィルタリングにつきましては平成30年に青少年愛護条例を改正いたしました。青少年がスマホ等を契約する際には、フィルタリングを原則、有効化するように義務づけております。保護者につきましては原則、義務づけられた措置をとるように求められておりました事業者に対しましても、フィルタリングの説明、あるいはインターネットに関するルールづくりをするように、契約時には携帯事業者にも義務づけられているところです。

(委員)

自殺関連も入っているということですか。

(事務局)

フィルタリングの中に有害サイトとして規制されています。

(委員)

それを有害だというふうに認識されているということですね。わかりました。

(幹事)

補足させていただきます。いわゆる濫用の恐れのある薬剤というのは、風邪薬であるとか、咳止めであるとか、そういった薬剤が多いのですが、市販薬で、一般的には指定第2類医薬品となっております。これらは薬局や店頭で薬剤師、もしくは登録販売者が販売することになっております。販売についても必要最小限、基本的には小容量で販売ということで特に未成年についてはなっております。これらについて、常々団体等に、あるいは講習会等で、販売業者等に指導させてもらっております。先ほどご説明もありましたように、昨年末に、国で販売規制のあり方がまた見直されまして、近々、薬器法の改正がなされて、より厳格になり、厳しい制限が加わるものというふうに認識しております。

(会長)

薬物乱用防止教室等も危険ドラッグ・違法ドラッグだけでなく、市販薬のオーバードーズも非常に危険であるということを伝える必要がある。自殺をしているときに、結構薬を飲んでいる事例はある。

そんな視点も含めて、危険ドラッグや、大麻だけではない、薬物の危険について子どもも親も知ることが必要なのかなと思いました。

かなり具体的な施策についての質問や意見、幅広く青少年施策を展開していくために必要な視点が委員の方々から出されたというふうに思っています。

そろそろまとめていきたいと思いますが、特に施策ということに関連しなくても、これは言っておきたいということがあればぜひ委員の方、ご発言をお願いできればと思います。

(委員)

宣伝になって申し訳ないですけども、4月14日に兵庫県民会館で日本体育大学の野井真吾先生という、子どもの心と体の専門家ですが、日本体育大学の教授であります生きる力との育み方と、子どもへの関わり方ということで講演会を開催する予定をしております。私が代表をしている国際NGO、IPAというところも後援をさせていただいておりますので、よかったですらお越しく下さい。チラシを事務局に預けておりますので、よろしく申し上げます。

(委員)

神出学園のパンフレットや山の学校のパンフレットがあれば、不登校の子どもさん達に配布できたら、兵庫県にこんな施設があると分かれば新しい未来に出会えるかも。県からの広報でも力を入れて子ども達に知らせて下さい。

(会長)

広げていく、知らせていく、ということが大事だと思いますのでよろしくお願い致します。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら様々な意見が出て参りました。もう縦割りを排して、これは学校、これは福祉、これは医療ということではなく、県総がかりで子どもを守っていく、子どもの健全育成を支えていくということが、本当に急務であるということが見えてきたような気がいたします。

ぜひ県当局におかれましては、いろいろな意見が出て参りましたので、その意見を踏まえて、次年度の施策事業に生かしていただきたいというふうに思います。

青少年の健全育成、そして社会環境の整備のために、県民挙げて取り組みを進めていく、そんな後押しを積極的に進めていただければというふうに思います。まだ議論が尽きないところもありますが、様々な意見が出て参りましたので、ぜひ受けとめて具体化していくということで、よろしくお願いしたいと思います。以上で議事は終了ということで、よろしいでしょうか。

そうしましたら、委員の皆様、ご協力どうもありがとうございました。以降の進行を事務局の方にお返しいたします。

○事務局 閉会あいさつ